

2021年7月7日
株式会社ミライト

関東総合通信局より行政処分を受けたことについて

株式会社ミライトは、過去に実施した無線局設備の点検業務について、関東総合通信局より、2021年7月7日、電波法第24条に基づく37日間（7月8日～8月13日）の業務停止命令及び業務改善命令に関する行政処分の通知を受けました。

（指摘事項）

- ・登録に係る業務の実施の方法によらないで点検業務を行ったこと。
- ・無線局の検査のために作成する点検結果を記載した書類（点検結果通知書）を事実とは異なる内容で免許人へ通知したこと。

この度は、関東総合通信局様、関係する無線局免許人様をはじめ、関係各位に対し、多大なご迷惑、ご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

株式会社ミライトは、今回の行政処分を厳粛に受け止め、チェック体制の強化を含めた業務実施方法の明確化と徹底、社員教育の再徹底等、再発防止策を講じ、今後、同様の事案を二度と発生させないよう、お客様の信頼回復に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社ミライト
経営企画本部広報コミュニケーションデザイン部
広報室
TEL:03-6807-3711
FAX:03-5546-2962
URL:<https://www.mrt.mirait.co.jp>